

ガザ地区における平和の実現に向け引き続きの外交努力を求める意見書

本年10月のイスラム原理主義組織ハマスによるイスラエル急襲を契機とし、イスラエルもパレスチナ・ガザ地区での報復攻撃を開始して以来戦闘は激化し、民間人特に子どもたちが多数犠牲となり、悲劇的な状況となっている。

11月8日発表のG7外相声明や、11月15日に開催された国連安全保障理事会にて採択された戦闘休止と人質の即時解放を求める決議など、国際世論や国際社会の導きにより双方の合意の下、人質の一部解放と戦闘休止が実現した。これをさらに人質の全員解放と一般市民の安全確保、そして恒久的な平和へつなげていかなければならない。

したがって、政府にあつては事態の早期鎮静化に向け、各国並びに国際機関との緊密な意思疎通と連携を行う等、引き続いての外交努力を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月14日

高 槻 市 議 会